

若年無業者等職業基礎訓練事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、ニート等の若年無業者等で就労支援が必要な者へ若年無業者等職業基礎訓練事業（以下「本事業」という。）を実施し、就労に必要な知識・技能の習得を図ることにより、職業的自立を促し、無業者状態からの改善を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）地域若者サポートステーション

若年無業者等の就労支援機関として、厚生労働省が県内に設置している「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）をいう。

（2）受託者

本事業を受託した企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等の機関をいう。

（訓練対象者）

第3条 本事業の訓練生は、サポステに就労の支援について相談し、サポステから訓練の指示（以下「訓練指示」という。）を受けた者とする。

2 サポステが行う訓練指示の方法については別に定める「若年無業者等職業基礎訓練事業訓練指示要領」に基づき行うものとする。

（訓練の選定）

第4条 沖縄県知事は、若年無業者等の態様及び地域の雇用ニーズを勘案し、本事業の訓練を受講して就労の促進が図られると認められる訓練コースを選定するものとする。

（委託先機関）

第5条 本事業は、個々の若年無業者等の状況及び個々の企業の人材ニーズ等に応じた多様な内容で実施するため、その委託先機関については、企業、社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、民間教育訓練機関等地域におけるあらゆる民

間資源を最大限に活用するものとする。

(訓練コース)

第6条 本事業は、訓練対象者である若年無業者等個々の職業能力開発目標を明確にした上で、その目標を達成するために、次の(1)から(3)のうち、最も効果的な訓練コースにより実施するものとする。

なお、本事業訓練後に、相談元のサポートステーションにおいて若年無業者等本人の希望、能力等を評価し、再度訓練を実施することが最も適当であると考えられる場合にあっては、評価を踏まえた訓練の目標を明確にした上で本事業の訓練コースを複数回受講することができるものとする。

(1) 知識・技能習得訓練コース

専修学校、各種学校等の民間教育訓練機関、若年無業者等を支援する目的で設立されたNPO法人等を委託先として、若年無業者等の就労の促進に資する知識・技能の習得を目的として実施する知識・技能習得訓練コースは次により実施するものとする。

イ 訓練期間は、原則として3月以内とする。訓練時間は、月当たり100時間を標準に、下限の時間を80時間として、訓練生の状態及び訓練職種に応じて定めるものとする。その際、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間と見なすものとする。

(2) 知識・技能習得及び実践能力習得訓練コース

上記の知識・技能習得コースに職場実習を組み合わせた、知識・技能習得及び実践能力習得コースを次により実施するものとする。

イ 訓練期間は、原則として3月以内とする。訓練時間は、月当たり100時間を標準に、下限の時間を80時間として、訓練生の状態及び訓練職種に応じて定めるものとする。その際、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあっては、当該1単位時間を1時間と見なすものとする。

ロ 民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等における訓練で習得した知識・技能の応用、定着を図ることを目的として、イによる訓練期間内に、職場実習を実施する。

この場合、職場実習先企業は知識・技能習得及び実践能力習得訓練コースを受託する法人等が開拓するものとする。

ハ 職場実習部分が月の過半数を占める場合においては、当該月に係る下限の時間は、次号イの規定を適用する。

(3) 実践能力習得訓練コース

企業等を訓練先として、事業所現場を活用して若年無業者等の実践的な職業能力の開発・向上を目的として実施する実践能力習得訓練コースは、次により実

施するものとする。

イ 訓練期間は、原則として3月以内とする。訓練時間は、月当たり100時間を標準とし、下限の時間を60時間とする。

ロ 職場実習は、受入企業の職員の中から指導担当者を選任し実施する。

ハ 訓練内容は、当該事業所における事業資源を有効活用し、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、実践的な職業能力の習得を図り、訓練生ごとに定めた訓練目標を達成するものとする。

（4）留意事項

イ 知識・技能習得及び実践能力習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コースについては、事業所現場を活用して実施するものであることから、訓練に関係のない作業に従事させないこと及び安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱を行うことに留意する。

ロ 知識・技能習得及び実践能力習得訓練コース又は実践能力習得訓練コースにおける職場実習先での指導については、受託者が支援するものとする。

ハ 入校式及び修了式は訓練時間に含まない。

（訓練人員）

第7条 委託訓練を行う一単位の訓練生定員は、訓練コースごとに、受託者の受託能力及び訓練効果が認められる人数で設定する。

（委託料）

第8条 受託者に支払う委託料は第9条に定める訓練手当に加え、次のとおりとする。

（1）訓練経費の額

受託者に支払う委託料は、訓練生1人につき次のとおりとする。

イ 知識・技能習得訓練コース

原則、訓練生1人当たり月額6万円（外税。以下同じ。）を上限として、委託契約書に定めた額とする。この額を超えて設定しようとする場合は、沖縄県への事前協議を必要とする。

ロ 知識・技能習得及び実践能力習得訓練コース

原則、訓練生1人当たり月額6万円を上限とする。知識・技能習得及び実践能力習得コース受託者は、訓練経費のうちから当該職場実習に係る経費を職場実習先企業に対して支払うことができるものとする。

ハ 実践能力習得訓練コース

原則、訓練生1人当たり月額6万円を上限とする。実践能力習得訓練コース受託者は、訓練経費のうちから当該職場実習に係る経費を職場実習先企業に対

して支払うことができるものとする。

(2) 委託料の支払

沖縄県知事は、第 16 条に定める実績報告書の検査完了後に、委託料を支払うものとする。

ただし、必要があると認められる場合は上記の規定にかかわらず概算払いをすることができるものとする。

(3) 委託料の減額

イ 訓練を実施した訓練生数が、委託契約で締結した訓練生定員に満たない場合は、契約で締結した訓練経費を訓練生定員で除し、訓練を実施した訓練生数を乗じることによって算出された額（円未満切り捨て）により訓練経費を支払うこととする。

ロ 中途入校又は中途退校した訓練生の訓練期間における出席率（出席時間数を総訓練時間で除して算出する。）が 8 割に満たない場合は、1 人当たりの訓練経費を総訓練日数（計画日数）で除して日額（円未満切り捨て）を算定し、総訓練日数より出席日数を差し引いた日数を乗じることによって算出された額を訓練経費より減額する。

ハ 訓練生の訓練期間における出席率が 8 割に満たない場合は、1 人当たりの訓練経費を総訓練日数（計画日数）で除して日額（円未満切り捨て）を算定し、欠席日数を乗じることによって算出された額を訓練経費より減額する。

ニ 訓練生が以下に定める①又は②の理由により訓練を欠席した場合は、その期間については、委託料の減額に係る総訓練時間数の 8 割の算定に当たって、算定対象としないものとする（総訓練時間から①又は②の欠席した期間を除くものとする）。

① 訓練生が季節性インフルエンザ又は新型インフルエンザ等に感染し、出席停止等となった場合

なお、感染の確認は、診断書等感染が確認できる資料を提出させることにより行うものとする。

② 大規模な災害が起こった等により、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが交通が遮断されるなど回復するために 1 日以上時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難な場合（ただし、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まないものとする。）

なお、災害等による影響の確認は、その影響が確認できる資料を提出させることにより行うものとする。

ホ 契約した訓練手当より訓練生に支払った実費額を差し引き残額が生じる場合

は、当該金額を訓練手当より減額する。

(4) 委託料の返還

受託者が委託契約の内容又は委託契約に付した条件に違反した場合には、当該受託者に対し、すでに支払った委託料の額の全額又は一部を返還させるものとする。

(訓練手当)

第9条 受託者は、本事業の訓練生に対して訓練手当を次のとおり支払うものとする。

(1) 基本手当 訓練生1人につき 3, 530円×訓練日数

(2) 受講手当 訓練生1人につき 200円×訓練日数(40日を限度とする)

2 訓練手当の支給方法等については別に定める「若年無業者等職業基礎訓練事業訓練手当支給要領」に基づき行うものとする。

(委託契約の締結)

第10条 沖縄県知事は、本事業を委託する場合には、別紙若年無業者等職業基礎訓練委託契約書(第1号様式)により契約を締結するものとする。

2 受託者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(3) 沖縄県暴力団排除条例第2条(平成23年条例第35号)第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(5) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。

(6) 雇用する労働者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(7) 労働関係法令を遵守していること。

(8) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法を遵守していること。

3 受託者は、訓練の実施及び実施に伴う次の業務(以下「委託業務」という。)を行う。

(1) 訓練生の出欠席の管理及び指導

(2) 訓練実施状況の把握

(3) 第9条に規定する訓練手当支払い事務

(4) 訓練生の能力習得状況の把握及び報告

(5) 災害発生時の連絡

(6) 訓練生の中途退校に係る事務処理

- (7) 訓練修了者に対する就職支援
- (8) 沖縄県との連絡調整、その他の地域の関係機関との連携及び連絡調整
- (9) その他訓練の実施に伴う必要な事項

(職業訓練コーディネーター)

第 11 条 受託者は、訓練を迅速かつ効果的に実施するため、次の業務を行う職業訓練コーディネーターを配置するものとする。

- (1) 訓練の進捗状況の評価・管理
- (2) 個々の訓練生の状況の把握。そのためのサポートステーション、医療、教育、福祉機関等と連携した情報収集。
- (3) 地域の雇用ニーズ及び個々の企業が求める技能レベル等の特定。そのための関係機関との連絡調整
- (4) 個々の訓練生に最も効果的な企業実習先の開拓及び企業実習先の訓練カリキュラムのコーディネート
- (5) 本事業修了者に対する就職支援

(訓練受講中の事故発生に備えた保険の取扱い)

第 12 条 知識・技能習得及び実践能力習得訓練コースにおける職場実習、実践能力習得訓練コースについては、実際の企業現場で訓練を実施することから、訓練中の事故等により訓練生が負傷し、あるいは企業の設備や顧客に損害を与える事態に備え、訓練生に対して、自身の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入を勧奨することとする。

(事故の処理)

第 13 条 受託者の故意又は過失により事故が発生した場合は、受託者の責任と負担とする。

- 2 訓練生の故意又は過失により事故が発生した場合は、訓練生の責任と負担とする。
- 3 受託者は、本事業の実施期間中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を事故報告書（第 2 号様式）により沖縄県知事に報告し、指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 14 条 沖縄県知事は、本事業の適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは本事業の実施状況に関し受託者から報告を求め、又は関係職員に調査をさせることができる。

(実績報告書の提出)

第 15 条 受託者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく実績報告書（第 3 号様式）を沖縄知事に提出するものとする。

(就職状況等の報告)

第 16 条 受託者は、委託訓練修了後の訓練生の就職状況等を沖縄県知事に報告しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、沖縄県商工労働部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

若年無業者等職業基礎訓練事業訓練手当支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、若年無業者等職業基礎訓練事業実施要綱第9条第2項の規定により訓練手当の支給に関し必要な事項を定めるものとし、当該手当の支給に関しては、この要領の定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 訓練手当は、次のいずれにも該当する者に対して支給することができる。

(1) 県内に所在するサポステより訓練指示を受けて、本訓練を受けている者

(2) 過去1年以内に、国や県の支給する職業訓練に関する手当に相当する給付を受けていない者

2 前項第2号の規定に関わらず、生活保護受給者においては、訓練手当の受給を条件として本事業の訓練の受講が認められている場合は、支給することができる。

(調整)

第3条 本事業の訓練を受けることにより、国や地方公共団体等が支給する職業訓練に関する手当の支給を受けることができる者に対しては、本事業の訓練手当は支給しない。

(支給制限)

第4条 偽りその他不正行為により、本事業の訓練手当及びその他法令の規定によるこれに相当する給付を受け、又は受けようとしたときは、訓練手当を支給しない。また、サポステの判断で支給することが不適当であると認められる者に対しては、一部又は全部を支給しないことができる。

(訓練手当の種類)

第5条 訓練手当は、基本手当及び受講手当とする。

(基本手当)

第6条 基本手当は、支給対象者が職場実習等の実技訓練を受ける日数に応じて支給する。

2 基本手当の日額は、3,530円とし、1日あたり4時間以上の職場実習等の実技訓練を行った場合支給する。

ただし、職場実習期間中は1日あたり3時間以上の実技訓練を行った場合支給する。

(受講手当)

第7条 受講手当は、支給対象者が座学等の学科訓練を受ける日数に応じて40日分を限度として支給する。

2 受講手当の日額は、200円とし、1日あたり4時間以上の学科訓練を行った場合支給する。

(受給資格の認定等)

第8条 訓練手当の支給を受けようとする者は、若年無業者等職業基礎訓練手当受給資格認定申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を受託者を經由してサポステに提出しなければならない。

ただし、第2条第2項に該当する者は、申請書に該当を証する書面を添付しなければならない。

2 サポステは、前項の申請書を提出した者が受給資格を有するものと認定したときは、若年無業者等職業基礎訓練手当受給資格認定書(第2号様式。以下「認定書」という。)をその者(以下、「訓練手当受給者」という。)に交付するとともに受託者に認定書の写しを送付しなければならない。

また、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。

3 訓練手当受給者は、申請書の記載事項に係る事実に変更があった場合は、速やかに受託者を經由して、その旨をサポステに届け出るとともに、すでに交付されている認定書を提出しなければならない

ない。

- 4 サポステは、前項の届出があった場合は、その届出に係る事実を確認し、認定書に必要な改定をした上、これを訓練手当受給者に返付するとともに受託者に認定書の写しを送付するものとする。

(訓練手当の請求及び支給)

第9条 訓練手当受給者は、毎月5日までにその前月分の訓練手当について、若年無業者等職業基礎訓練手当請求書(第3号様式)を受託者へ提出するものとする。ただし、5日が土日祝日にあたるときは、その日前の平日に提出するものとする。

- 2 受託者は、訓練手当受給者からの請求内容を審査し、適当と認めたときは、訓練手当受給者に対し、前月分の訓練手当を毎月20日に支給するものとする。ただし、20日が土日祝日に当たるときは、その日前の平日に支給する。

- 3 訓練手当受給者が提出する訓練手当請求書が遅れた場合、又は請求書等に不備があったときで、前項で定めた支給日に支給することができないときは、支給月の翌月10日に支給するものとする。ただし、10日が土日祝日に当たるときは、その日前の平日に支給する。

(職業基礎訓練実績表)

第10条 受託者は、毎月5日までに訓練手当受給者の訓練状況を確認の上、若年無業者等職業基礎訓練実績表(第4号様式)を作成し、訓練手当受給者から提出された若年無業者等職業基礎訓練手当請求書(第3号様式)の記載内容に不備や偽りがないか確認するものとする。

(訓練手当支給状況報告書)

第11条 受託者は、訓練手当の支給状況について若年無業者等職業基礎訓練手当支給状況報告書(第5号様式)に若年無業者等職業基礎訓練手当請求書(第3号様式)及び若年無業者等職業基礎訓練実績表(第4号様式)の写しを添えて、毎月25日までに沖縄県知事に提出するものとする。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、訓練手当支給に関し必要な事項は、沖縄県商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

若年無業者等職業基礎訓練事業訓練指示要領

(趣旨)

第1条 この要領は、若年無業者等職業基礎訓練事業実施要綱第3条第2項の規定によりの訓練指示に関し必要な事項を定めるものとし、訓練指示は、この要領の定めるところによる。

(訓練指示者)

第2条 訓練指示は、サポステが行うものとする。

2 サポステは、若年無業者等からの就職相談や職業訓練相談及びカウンセリング等に基づき、本訓練を受けることが適当であると認められる者に対して、訓練指示を行う。

(訓練対象者)

第3条 訓練指示は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内在住者で、就業の意欲が認められるものの就業しておらず、第7条の申請時点において、求職活動も行っていない者。

なお、本事業における求職活動とは、事業者等が募集する雇用求人に対し応募すること、又は事業者等に対し雇用を依頼することとする。

(2) 原則として、15歳以上50歳未満の者。

(3) 高校、大学、専門学校等の教育機関に在籍していない者。

(4) 教育機関卒業又は中途退学をしてから3ヵ月以上経過している者、離職してから6ヵ月以上経過している者又は直近6ヵ月において3ヵ月以上連続した就労経験がない者。

(5) 過去1年以内に、本訓練を受けたことが無い者であること。ただし、サポステにおいて本事業の訓練コースを複数回の訓練指示を行う必要がある場合は、この限りでないものとする。

(訓練指示する訓練の範囲)

第4条 訓練指示は、沖縄県知事が通知する次の各号に規定する訓練コースについて行うこととする。

(1) 知識・技能習得訓練コース

(2) 知識・技能習得及び実践能力習得訓練コース

(3) 実践能力習得訓練コース

2 沖縄県知事は、訓練コースの内容を変更する場合は、その旨サポステに通知することとする。

(訓練指示の基準)

第5条 本訓練の訓練指示は、次のいずれにも該当する者に対して行うものとする。

(1) 本訓練の受講を希望する者であること。

(2) 現在有する技能、知識等と労働市場の状況から判断して、当該本訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められる者であること。

(3) 本訓練を受けさせるために必要な能力等を有する者であること。

(4) 本訓練が行われる施設や事業所への通所が可能であること。

(5) 本訓練を修了する見通しのあること。

(6) 身体又は精神に障害を有する場合には、本訓練を受講するのに支障がない程度の者であること。

(訓練指示の制限)

第6条 次の各号に該当するときは、訓練指示は原則として行わないものとする。

(1) 訓練指示をしようとする日前1年間に於いて、訓練指示を受けた本訓練の受講を正当な理由なく拒否し、又は正当な理由なく途中でやめた事実のあるとき。

(2) 訓練指示により本訓練を受講したことがある場合であって、本訓練終了後1年を経過していないとき。

ただし、本事業訓練後に、相談元のサポステにおいて若年無業者等本人の希望、能力等を評価

し、再度訓練を実施することが最も適当であると考えられる場合にあつては、評価を踏まえた訓練の目標を明確にした上で本事業の訓練コースを複数回訓練指示をすることができるものとする。

(訓練指示の手続き)

第7条 本訓練を受けようとする者は、若年無業者等職業基礎訓練受講申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)をサポステに提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出した者が訓練指示対象者の資格を有するものと認定したときは、若年無業者等職業基礎訓練指示書(第2号様式。以下「訓練指示書」という。)をその者に交付するとともに、受託者に訓練指示書及び申請書の写しを送付するものとする。

また、訓練指示の対象とならない者と認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。

3 サポステは、沖縄県知事より通知される各訓練コースの訓練生定員の範囲内で訓練指示を行うものとする。

4 サポステは、訓練指示を行うとき、官公署で発行した氏名及び生年月日を確認できる書類の写しによって、訓練開始時点での対象者の氏名及び年齢等を確認するとともに、過去の職歴や教育機関在籍の有無について確認しなければならない。

(移管及び委嘱)

第8条 訓練生が、他のサポステの管轄区域内に住所又は居所を移転したこと等により、管轄サポステが変わったときは、担当する業務を移管することができる。

2 他のサポステの管轄区域内で行われる本訓練の訓練指示を行ったときは、当該訓練指示を行った者に係る就職相談・職業訓練相談やカウンセリング、訓練手当支給の認定を訓練施設の所在地を管轄するサポステに委嘱することができる。

(訓練指示の変更)

第9条 訓練指示により本訓練を開始した後において、その訓練生の適性に合わない等やむを得ない事情が判明した場合においては、訓練指示の変更を行って差し支えない。この場合、新たに交付する訓練指示書の余白に指示の変更を行った旨を記入することとする。

(訓練指示の取消し)

第10条 訓練生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったと認められる場合は、当該訓練指示を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により訓練手当の支給を受けようとしたとき。

(2) 病気その他の理由により本訓練を受講することができなくなったとき。

(3) 本訓練が行われる施設等において、職員の指示に従わない等当該施設内の規律を乱したため、退校等の処分を受け、本訓練を受講することができなくなったとき。

(4) 訓練生より退校願いを受けたとき。

2 受講指示を取り消した場合は、若年無業者等職業基礎訓練指示取消通知書(第3号様式。以下「取消通知書」という。)により本人に通知するとともに、受託者に取消通知書の写しを送付するものとする。

また、サポステが保管する対象者管理情報に訓練指示の取消し日、取消し理由を入力することとする。

3 訓練生は、退校の意思がある場合は、受託者に退校願(第4号様式)を提出するものとする。受託者は、退校願の写しをサポステに送付するものとする。

(訓練指示状況報告書)

第11条 受託者は、サポステからの訓練指示状況について職業基礎訓練指示状況報告書(第5号様式)に訓練指示書及び申請書の写しを添えて、毎月10日までに沖縄県知事に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、訓練指示に関し必要な事項は、沖縄県商工労働部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。